

◆へき地保健医療対策に関する補助金一覧

長野県へき地保健医療協議会	参考 資料 4
平成29年12月15日	

	補助事業者				国補助率	都道府県 負担率	種目	1か所あたり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	対象経費	本県での活用の有無 (H29予算)
	独法	公立	公的	民間						
1 医療施設等施設整備費補助金										
(1) へき地診療所施設整備事業	○	○	○	○	1/2	0	診療所 (診療部門) 次のいずれかの面積 無床の場合 160㎡ 有床で5床以下の場合 240㎡ 有床で6床以上の場合 760㎡ (医師住宅) 80㎡ (看護師住宅) 80㎡	へき地診療所の新築、増改築、改修(既存のへき地診療所の改修は除く。)に要する工事費等及び買収に要する経費	有(1診療所) (H29予算: 11,952千円(国10/10))	
							ヘリポート	70,294千円	ヘリポート整備に要する工事費等	
(2) へき地保健指導所施設整備事業	×	○	×	×	1/3(沖縄1/2)	0	-	(指導・住宅併設) 120㎡ (指導部門) 70㎡ (住宅部門) 50㎡	へき地保健指導所の新築に要する工事費等	
(3) へき地医療拠点病院施設整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2	-	(診療部門) 1,000㎡ (医師住宅) 1戸当たり 80㎡(2戸を限度)	へき地医療拠点病院の新築、増改築に要する工事費等	
2 医療施設等設備整備費補助金										
(1) へき地診療所設備整備事業	○	○	○	○	1/2(沖縄3/4)	0	医療機器整備費	16,200千円	へき地診療所として必要な医療機器購入費	有(6診療所) H29予算: 14,767千円(国10/10)
(2) へき地患者輸送車(艇)整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2(0)	患者輸送車	(マイクロバスの場合) 1台当たり 2,778千円 (ワゴン車の場合) 1台当たり 1,447千円	患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費	
							患者輸送艇	一隻当たり 10,013千円	患者輸送艇購入費	
							患者輸送用雪上車	1台当たり 8,388千円	患者輸送用雪上車購入費	
							医師往診用小型雪上車	1台当たり 432千円	医師往診用小型雪上車購入費	

	補助事業者				国補助率	都道府県 負担率	種目	1か所あたり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	対象経費	本県での活用の有無 (H29予算)
	独法	公立	公的	民間						
(3) へき地巡回診療車(船)整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2 (0)	巡回診療車	1台あたり 1,400千円	巡回診療用自動車及び診療車に積載する医療機械器具購入費	
							巡回診療用雪上車	1台あたり 4,164千円	巡回診療用雪上車及び診療用雪上車に積載する医療機械器具購入費	
							循環診療船	1隻あたり 8,916千円(中型は24,528千円)	巡回診療用船舶建造費及び診療船に積載する医療機械器具購入費	
							歯科巡回診療車	1台あたり 3,670千円	歯科巡回診療用自動車及び積載する医療機械器具購入費	
(4) へき地保健指導所設備整備事業	×	○	×	×	1/3(沖縄1/2)	0	保健師用自動車	1台あたり 469千円	保健師用自動車購入費	
(5) へき地医療拠点病院設備整備事業	○	○	○	○	1/2	1/2	医療機器整備費	54,000千円	へき地医療拠点病院として必要な医療機器等購入費	
							歯科医療機器等整備費	27,000千円	へき地医療拠点病院として必要な歯科医療機器等購入費	
(6) へき地・離島診療支援システム設備整備	○	○	○	○	1/2	0	情報通信機器	(支援側医療機関) 7,714千円 (依頼側医療機関) 7,714千円 (支援側、依頼側の一方が他方を含む整備をし、他方に機器を貸与する場合は15,428千円)	へき地・離島における診療支援に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費	

	補助事業者				国補助率	都道府県 負担率	種目	1か所あたり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	対象経費	本県での活用の有無 (H29予算)
	独法	公立	公的	民間						
3 医療施設運営費等補助金										
(1) へき地医療支援機構運営事業	×	○	×	×	1/2	0	担当官経費	次のいずれかの額 (常勤型) 12,548千円 (非常勤型) 3,849(2,566、1,283)千円 (拠点病院型) 4,276千円	医療活動の調整等を行う担当官に必要な経費	
							代診等担当医師経費	へき地医療支援機構勤務年間延日数×71千円	代診等を行うへき地医療支援機構勤務医師に必要な経費	
							運営経費	次のいずれかの額 (常勤型) 6,801千円 (非常勤型) 6,050千円	へき地医療支援機構の運営に必要な経費	
							協議会経費	511千円	へき地勤務医師等確保協議会の運営に必要な経費	
							事業協力経費	事業協力病院1か所当たり 588(392、196)千円	事業協力病院に対し支払う経費	
							代替医師雇上経費	代替医師雇上日数×27千円	事業協力病院での代替医師の雇上げに必要な経費	
							振興経費	1県当たり 2,670(2,884)千円	へき地に勤務しようとする医師等の就職の紹介等事業に必要な経費	
							ドクタープール関係経費	登録医師一人あたり月額 109千円	専任担当官の指示で代診業務及び専任担当官の補助をする医師を確保する事業に必要な経費	
							キャリア形成育成支援経費	年額 10,893千円	へき地診療所で勤務した医師を本人の希望等に基づき大学等に派遣する事業に必要な経費	

	補助事業者				国補助率	都道府県 負担率	種目	1か所あたり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	対象経費	本県での活用の有無 (H29予算)
	独法	公立	公的	民間						
(2) へき地医療拠点病院運営事業	○	○	○	○	1/2	1/2	医療活動費	(巡回診療等従事者経費) 医師 61千円×延日数 その他 25千円×延日数 (巡回診療等自動車経費) 3,700円×延回数 (代診医等派遣経費) 医師 61千円×延日数 その他 25千円×延日数	医療活動等に必要な経費	有(6病院) H29予算: 20,564千円 (国1/2: 10,282千円、 県1/2: 10,282千円)
							研究費	414(310、207)千円	学会出席に必要な経費	
							研修費	1回当たり 56千円	へき地診療所医師及び地域開業医師を対象とする研修、症例検討会等を実施する場合に必要な講師謝金旅費、需用費	
							医療費	医療に要した実支出額	医療に必要な需用費、備品購入費	
							伝送装置経費	(へき地医療拠点病院診療支援システム) (912,810円+76,420円)×稼動月数 (へき地診療所診療支援システム) (456,400円+38,210円×導入へき地診療所数)×稼動月数	伝送装置の導入及び維持運営に必要な経費	
医師育成経費	1か所当たり 2,253千円	総合的な診察能力を有する医師を養成する事業に必要な経費								
(3) へき地診療所運営事業	○	○	○	○	2/3 (沖縄県は3/4、 独法・民間は1/3)	0	事務費	2,897千円+(71(77、87)千円×実診療日数) (訪問看護による加算額) 25千円×訪問看護日数	へき地診療所の運営に必要な経費	有(13診療所) H29予算: 31,957千円 (国10/10)
							研究費	65(130、195)千円	医学研究及び学会出席に必要な経費、需要費、備品購入費	
							医療費	医療に要した実支出額	医療に必要な需用費、備品購入費	
							伝送装置経費	(ファクシミリ) 37,290円×稼動月数(導入初年度は45,450円を加算) (静止画像等伝送装置) 297,430円×稼動月数	伝送装置の導入及び維持運営に必要な経費	

	補助事業者				国補助率	都道府県 負担率	種目	1か所あたり基準額 (面積の場合、面積に基準単価を乗じた額)	対象経費	本県での活用の有無 (H29予算)
	独法	公立	公的	民間						
(4) へき地巡回診療車(船)運営事業	○	○	○	○	1/2	1/2 (0)	-	巡回診療実施日数×58(63、厚生労働大臣に協議して定めた額)千円	へき地巡回診療車(船)又は歯科巡回診療車の運営に必要な経費	
(5) 巡回診療航空機運営事業	○	○	○	○	1/2	1/2 (1/2以内)	-	巡回診療実施日数×1,210千円	巡回診療航空機の運営に必要な経費	
(6) へき地保健指導所運営事業	×	○	×	×	1/2	0	給与費	(職員基本給等) 4,641千円 (寒冷地手当) 国家公務員の寒冷地手当に関する法律第2条の規定により算出した額	へき地保健指導所に駐在する保健師に支給するために必要な経費	
							保健指導事業費	342千円	保健指導所の運営及び保健指導に必要な旅費、需用費、役務費	
							伝送装置経費	8,700円+2,390円×稼動月数(導入初年度は40,000円を加算)	伝送装置の維持運営に必要な需用費、役務費、備品購入費	
(7) へき地患者輸送車(艇)、メディカルジェット(へき地患者輸送航空機)運行支援事業	○	○	○	○	1/2	1/2 (0)	-	(1) 患者輸送車 765千円 (2) 患者輸送艇 1,289千円 (3) 患者輸送航空機 2,771千円	へき地患者輸送車(艇)、メディカルジェット(へき地患者輸送航空機)の運行に必要な経費	

※一部省略した部分等もあるため、正確を期す場合には、実施要綱、交付要綱等による確認が必要。

※「補助事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

※…口腔保健推進事業は「都道府県、政令市(地域保健法第5条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。)及び特別区」

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

「民間」…上記以外の者

○…(間接)補助事業者となり得る

△…(間接)一部補助事業者となり得る

×…(間接)補助事業者となり得ない

※「都道府県負担率」欄は、間接補助に係る都道府県の最低の負担率(持ち出しとなる率)である。「-」は間接補助となる場合がないことを示している。